

## 初期『官報』の分析

梶谷 育郎

### はじめに

『官報』は明治十六年七月二日に創刊された政府公報紙であり、現在に至るまで発行が続けられている。『官報』創刊以前は、慶応四年二月に創刊された『太政官日誌』が公報紙の役割を担っていたが、明治十年一月に廃刊されていた。その間、言論界では新聞を中心として議論が活発に成されるようになり、時には政府を激しく攻撃することもあった。『官報』は、反政府的な論陣を張る諸新聞に対抗して、世論を誘導する主導権を政府側に奪回するための切り札として創刊されたのだった。そこで、『官報』創刊直前・直後に焦点を絞り、従来の通説を批判、再検討し、『官報』研究に一石を投じることが本論の目的である<sup>(1)</sup>。

なお、本論では引用文を除き、実際に発行されたもの、あるいはそれに直接連なるものを『官報』、一般的に政府が発行する新聞として

のもの、あるいは「私報」（後述）と対になる概念としてのものを「官報」、創刊直後であることを強調、あるいは現在発行されているものと明確に区別する際には初期「官報」、と便宜的に区別して表記することとする。

\*引用文は、漢字を常用漢字に、かな（カタカナ、変体仮名）を平仮名に改め、句読点と濁点を補った。

### 第一章 「官報」と「私報」

『官報』創刊の直接の契機は、明治十五年三月下旬に三条実美太政大臣に提出されたとみられる山県有朋の建議書<sup>(2)</sup>である。山県建議書によれば、反政府派新聞は政府施策を曲解した偏向的な報道を行っており、世論の趨勢は施政上すこぶる不利な状態にあった。それまで政府は特別に世論誘導策を講じてきてはならず、そのことが反政府派新聞

に、政府に先んじてマイナスイメージを一般人民に植え付ける余地を与えてしまっていた。そこで山県は「政府は宜しく其主義と旨趣とを發露して、広く之を衆に示し、人をして準を望んで正路を取る所あらしむべし。而之を為す事如何、新紙を發行するに若くはなし」と政府が新たに新聞を發行して、その紙面上で政府の主張を顕すことが最善であるとした。

このように、「政府新紙」は反政府派新聞に対抗して、世論誘導の主導権を政府側に奪回することを主眼として創刊されることになったのである。「其紙面には事の細大を問わず一切の政令論達等載せ」<sup>4</sup>と法令公布手段としての機能も「官報」は持つものとされたが、この段階ではそれはあくまでも二義的な目的であるといつていいだろう。<sup>5</sup>

「政府新紙」發行の前提には、親政府系新聞との連携があった。「新紙は官報を経とし、私報を緯とす。官報とは何ぞ。政府公然新紙を發行し、其主義政道を明にするものを云う。私報とは何ぞ。政府陰かに私社を助けて新紙を發行せしめ、私報を以て輿論を争うものを云う」と、政府が直接編集・發行する「官報」単独ではなく、政府を擁護する論説を掲載する新聞<sup>6</sup>「私報」とともに世論誘導を図るとされた。「官報能く之を示して、私報能く之を述ぶ」という一文が、端的に「官報」と「私報」の役割を表している。「官報」は「唯だ政道主義を明にするを要す。社説の類を載せ、之を以て討論の筆を弄するの場となすべからず」と、論説を掲載することによって反政府系新聞からの反駁を招くことは避けたかったため、「官報」には論説を掲載しない方針で、「更に外に在て暗に之を応援補助するもの」<sup>9</sup>である「私報」の存在が世論誘導のためには不可欠だった。

明治十六年四月二十二日、約一年の準備期間を経て、『官報』の創刊と『官報』業務を担当する文書局の発足が正式に決まり、文書局の職掌は以下のように定められた。<sup>10</sup>

#### 第一 官報編輯の事務を管掌すること

第二 新聞を指揮、監督し、其方向を示し、務めて法令及措置を弁護し、政府の趣意を表彰し、世論の誤惑を正さしむること

第三 全国の新聞紙を檢閲し、緊要の記事、論説は内閣の閲覽に供すること

新聞紙上掲載の事項、大政に関し事実齟齬若くは謬妄と認むるものあれば、之が正誤又は弁駁書を起草し、之を官報に掲載すること

第四 政事上に關係ある著書、翻譯書を檢閲し、其緊要と認むる者は内閣の閲覽に供すること（以下第五項・第六項省略）

文書局は「官報」業務だけではなく、「私報」監督業務、檢閲業務を担うこととなったのである。文書局に言論關係の情報を一局集中させる、一般新聞紙には「正誤権」の行使という形で干渉していこうとする、政府の積極的な世論対策の表れだといえよう。山県の「私報」対策や、当初の文書局の陣容については鈴木英樹「『官報』創刊過程の史的分析——日本における近代国家の形成と法・情報」が明らかにしているが、これら文書局の『官報』業務以外の職掌は、翌月十日に公布された『官報』創刊を告知する太政官達第二十二号では一切触れられていない。世論対策の実効を挙げるためには、特に「私報」の存在

は秘匿しなければならぬからだ。<sup>(12)</sup>

ただ、『官報』業務が創刊前に予期されていたよりも遙かに繁雑を極めたのか、『官報』業務と並ぶ文書局の「本業」である「私報」監督業務については、文書局発足から一年程度は充分に手を回す余裕がなかったというのが実情のようだ。明治十七年十月に記された文書局の報告書によれば、「従来半官報の儀は指揮監督の方法十分ならず、随て其効用甚だ乏しきもの如し。然れども全く之を廢絶に付す可らざるのみならず、他日必ず利用するの時機可有之ものと存候に付、今後は其内部の組織、紙面の説論等、総て文書局に於て之を指揮監督致し候はば、漸次政府の旨意を宣明し、下民の迷誤を醒覚するの効用相見われ可申歟」と、現段階での監督不行き届きを認めた上で、今後は「半官報（＝私報）」を全面的に文書局が支配・指導することによって、世論における「失地回復」を図るとしている。

その後、明治十八年十二月二十二日、太政官制が廃止され内閣制度が設けられたことよって太政官文書局から内閣文書局となり、二十四日には内閣官報局へと改組されたことに伴い、検閲業務は他部局の主管となった。<sup>(14)</sup> 官報局への改組以降、情報の一局集中という観点からは職掌は縮小したといえるかもしれないが、逆に「本業」に専念できるようになったと捉えることもできる。「身軽」になった官報局は『官報』の販売促進策を成功させ、明治十九年以降、発行部数を飛躍的に伸ばすことになる（後述）。文書局から官報局へと名称が変更となると同時に、組織の性格も大きく変化したのである。

## 第二章 『官報』紙面と読者分析

### 第一節 『官報』紙面と報告主任官

明治十六年五月二十五日、山県有朋・文書局監督は諸官庁長官宛に照会書を送付した。同月十日に『官報』創刊<sup>(15)</sup>、二十二日に達・告示の『官報』への登載が公告された直後というタイミングだった。

今般発行の官報へ掲載可致事項の報告は、第一迅速を要し且事実の精確を要する儀に有之、若し官報に掲載すること毎事世間の新聞に後れ候様にては官報の効能無之様相成可申、又官報に掲載せし件にして誤謬有之候様にては政府の体面にも相関し可申に付、報告主任官に於て篤と右辺に注意候様特に御下命有之度、此段及御照会候也。<sup>(18)</sup>

『官報』の記事は政府公報事項を除き、官報報告主任官（以後報告官）が所属官庁の所管業務の内から『官報』に掲載すべき事項を選出して報告したものを、文書局が校正・編集したものだ<sup>(19)</sup>。『官報』は官の報告を記載する者なり、故に其資料一に諸官庁の報告に依る。苟も官庁の報告にあらざるよりは事件の大に看者を裨益すべきものありと雖も、本局は自ら之を記載すること能わざるものとす<sup>(20)</sup>とあるように、有益な情報を文書局が独自に入手したとしても、形式上は『官報』には掲載できないことになっていた。『官報』には論説を掲載しない以上、掲載される記事の内容如何によつては、購読者を確保できずに新聞としての価値を持たなくなるのはもちろん、世論誘導の一端

を担うことも困難になるだろう。『官報』を編集する上で、掲載記事の選定もさることながら、記事の母体となる諸官庁の報告の質・量とともに高めるための方策が文書局には不可欠だった。『官報』発行（七月二日）前に、あらかじめ報告官に迅速かつ正確な報告を求めた山県の照会書はその一環であると考えられる。<sup>(21)</sup>

だが実際に寄せられてくる報告の質は必ずしも高いものとはいえなかった。<sup>(22)</sup> 明治十八年七月二十日付の文書局上申書によれば、諸官庁から送付されてくる報告に「一点の欠損あれば集まりて官報全体に顕わるる所のもの大ならざるを得ず」と、一つのミスであっても文書局にとっては看過できない問題だというのに、「報告すべくして報告せず、之を促すに及びて終に之を報告し、或は猶之を難かるものあり」と、報告官の仕事ぶりは文書局の期待とは裏腹に鈍く、発行から二年が経過しても大きな改善の跡は見られなかった。

こうした諸官庁・報告官の官報報告業務に対する意識の低さを招いた原因として、『官報』掲載事項は漠然とした規定が示されるにとどまっていたため、<sup>(24)</sup> 諸官庁では報告すべき事項の程度が判然としなかったことが挙げられる。<sup>(25)</sup> だがそれ以上に、『官報の効能』に対する理解が文書局と諸官庁（特に地方官庁で実務にあたっていた報告官）との間で大きな隔たりがあったからだと考えられる。報告官にとっては、『官報』は法令公布の新方式としてのみ理解されており、<sup>(26)</sup> 達書・告示書に附録がついたもの、という程度のもので捉えられていたのではないか。「報告主任官」とはいつでも大半の者は通常業務を兼任していたと思われ、<sup>(27)</sup> 官報報告業務に対する意欲が高まらないのは無理もないことだった。

## 第二節 義務購読制の導入

第二節からは、初期『官報』の購読者について考えていくが、その上で義務購読制の分析は欠かせない。初期『官報』には購読義務を課された者（義務購読者）とそれ以外の者（希望購読者）、大別して二種類の購読者が存在するという特殊な事情があるからだ。

明治十六年五月十日、『官報』の創刊を公告する太政官第二十二号達には、次のような購読義務の規定が含まれていた。<sup>(28)</sup>

左に掲ぐる者は官報を購読すべき義務を有するものとす。

但し各官庁は其定額を以て購読すべし。

第一省、院、庁、府、県、裁判所、警察署

参謀本部、監軍本部、近衛局、<sup>(29)</sup> 鎮台、営所、鎮守府、憲

兵本部及屯署

官立学校

第二 上長官以上の武官、奏任以上の文官及郡区長

この規定により、合計三二〇〇程度<sup>(30)</sup>の義務購読者が誕生した。これは七月二日付『官報』創刊号の売捌数（八五六四部）の三七％にあたる。ここで注意しなければならないのは、単純に売捌数から義務購読者数を引いただけでは希望購読者の実数を把握することはできないということだ。なぜなら、義務購読者、特に諸官庁では往々にして複数部数『官報』を購入していたため、「義務購読者の購読部数」は義務購読者の実数よりも大きくなるからである。「購読部数」と「購読者数」は一致しない。この点を十分に留意して分析を進めなければならぬ。

義務購読制の対象は官庁と個人とに大別される。官庁の場合、講読義務を課す範囲について策定していく上で大きな論点となったのが、従来法令は政府がその都度印刷して無償で地方官庁に頒布していたものだったのを、『官報』を創刊するにあたっては地方官庁に加えて戸長役場にまで有償かつ強制的に購買させることができるかという点だった。戸長役場にまで範囲を拡大することは、『官報』が新聞としての体裁を維持できるか、すなわち世論誘導の実効を挙げることができるといふ問題と大きく関わってくる。また、地方官庁を経由せずに、行政の末端である戸長役場と政府を『官報』を通じて直結させることは、法令の迅速な普及による人民の教化という点からも大いに望まれるところだった。

これに対して地方長官からは「官報を購読せしめ官令を以て売買物の姿になす時は我邦に於ては自然官令を軽からしむべし」、「布告布達を地方税を以て買弁せしむる事は従来の慣習に悖り必ず県会の異議を来すべし」といった形式論や慣例からの反対に加えて、「戸長役場迄配付するものを地方税より支弁するときは費用は少くも二十倍にも至るべし」といった経費面からの反対の声が寄せられた<sup>(33)</sup>。

だが、『官報』に法令を同時に複数掲載することを考えれば、地方長官が『官報』の全体像を描ききれていなかったこともあるだろうが、経済性からの反対は説得力を欠く。これまで法令の翻刻を通じて政府と行政末端、ひいては人民との媒介者としての役割を担っていた自らの立場が、政府と末端を強制的に直結させ、中央と地方との強固な従属関係をもたらす『官報』の誕生によって脅かされることになる、というのが地方長官の本音であり、声に出しやすしい経費の増加を盾にして反対を強調したというのが実情ではなからうか。

明治十六年四月二十二日、最終的に出された結論は以下のようなものだった<sup>(34)</sup>。

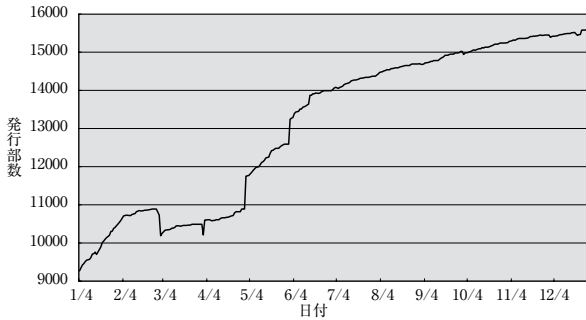
- 一 布告布達等は従前の俣に致置候事
- 一 布告布達等は従前の通たるが故に、官報は官費を以て各院省庁府県等に頒布するを要せず、総て之を購求せしむる事
- 一 官報は各官庁及佐官以上の武官、七等以上の文官には購読の義務を有せしむる事

法令公布機能を『官報』から切り離し、既存の官費による法令頒布を維持することにより、『官報』を諸官庁に購買させることに正当性を確保することが可能になった。法令を掲載することは『官報』の付加価値を高めて、より一般に浸透しやすくなるための一条件に過ぎず、『官報』を法令公布の正本とすることに固執する必要はなかったのである。戸長役場には講読義務を課さず、地方長官にとっても受け入れやすい条件を整えたのだった。

なお、ここで初めて文官・武官といった個人に購読義務が課されることが明かされた。『官報』の発行部数を確保するために、戸長役場へ頒布する代わりに、個人に義務を課したという理由とともに、「奏任官に官報購読之義務を負わしめたるは、畢竟政務上各部局の枢機を管理する責任あるを以の故に可有之」と、文書局の情報収集の一環だったという事情も見逃せない。

政府は妥協ばかりしていたわけではなく、しっかりと実利も抑えている。五月二十二日には、達・告示の公布に関しては『官報』を正本とする<sup>(37)</sup>ことを定めた。布告・布達に比べて法令としての重要度は低い

図1 明治19年『官報』発行部数



(『明治十九年 内閣官報局年報』「官報発送高高低表」より作成)

数(希望購読部数)の合計に  
購読者の購読部数(義務購読  
部数)と希望購読者の購読部  
数(希望購読部数)の合計に

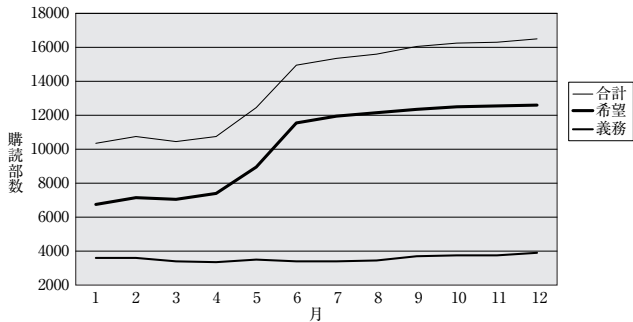
ず便宜的に発行部数と表記を  
統一することとする。  
『官報』の発行部数は義務  
購読者の購読部数(義務購読  
部数)と希望購読者の購読部  
数(希望購読部数)の合計に

の微小な差であることから、  
本論では数値の典拠に関わら  
ず便宜的に発行部数と表記を  
統一することとする。  
『官報』の発行部数は義務  
購読者の購読部数(義務購読  
部数)と希望購読者の購読部  
数(希望購読部数)の合計に

### 第三節 義務購読者と希望購読者

第三節では『官報』の希望購読者がいかなる存在であったかを検証する。希望購読者の実態を明らかにしていく上で、『官報』の発行部数のデータを利用する。郵送途中での破損・紛失と在庫照会に備えて発売部数に若干の余裕を持って印刷されたため、発行部数・発送部数・発売部数は厳密に言えばそれぞれ異なる数値をとるが、一%未満の微小な差であることから、本論では数値の典拠に関わらず便宜的に発行部数と表記を統一することとする。『官報』の発行部数は義務購読者の購読部数(義務購読部数)と希望購読者の購読部数(希望購読部数)の合計に

図2 明治19年『官報』月別義務購読部数・希望購読部数



(『明治十九年 内閣官報局年報』「官報購読義務・希望比較表」より作成)

ことが目につき、部数伸張の要因だといえる。  
では希望購読部数が増加する要因は何なのか。『官報』購読者が民間に多数現れたからだと判断するのは早計である。なぜならば、文書局・官報局の分類による「希望購読者数」または「希望購読部数」とは、発行部数全体から義務購読者数を引いたものを指す場合がほとんどだからだ。前節の冒頭でも指摘したが、購読者数と購読部数とはまったく異なる数値となる。  
表1は明治十六年から明治二十一年における、購読義務を課された諸官庁と武官、文官の実数をそれぞれまとめたものである。非職者・

よって決まる。図1は明治十九年における『官報』の一日ごとの発行部数をグラフ化したものである。明治十六年十一月以降、七〇〇〇部台前半で安定していた発行部数は明治十八年前半から徐々に伸び始め、明治十九年に入ると右肩上がりの飛躍的伸張を遂げ、年末には一五五〇〇部余りに達した。図2は明治十九年における『官報』の月別の義務購読部数・希望購読部数の平均値をグラフ化したものである。希望購読部数が一月から十二月にかけて倍増している

表1 『官報』 義務購読者数の推移

	官庁	武官	文官	郡区長	合計
明治16年	851	413	1,418	554	3,236
明治17年	833	452	1,658	561	3,504
明治18年	827	488	1,716	562	3,593
明治19年	990	555	2,191	562	4,298
明治20年	1,077	639	3,434	566	5,716
明治21年	1,094	691	3,681	565	6,031

(『日本帝国統計年鑑』より作成)

註1…明治18年は12月20日現在、その他は各年12月31日現在

註2…官庁=省・院・庁・府・県・裁判所・警察署・参謀本部・監軍本部  
近衛局・鎮台管所・鎮守府・憲兵本部・屯署・官立学校

註3…武官=陸海軍将官+上長官(少佐以上)

註4…文官=勅任+奏任(明治18年まで)

親任官+勅任官+奏任官(明治19年以降)

註5…郡区長=郡区役所数。兼任者がいるので郡区長の人数はこれを下回る

明治18年末に郡区長から郡区役所へと購読義務が振り替えられた

註6…非職者・予備役・後備役は購読義務を免除されたが、

ここでは義務購読者の最大値を示すために補正はしなかった

実際の義務購読者の合計はここでの数値を100~300下回る

表2 『官報』 年末「義務購読部数」「希望購読部数」

	発行部数	義務購読	希望購読
明治16年	7,077	3,221	3,856
明治17年	7,518	3,500	4,018
明治18年	9,371	3,568	5,803
明治19年	15,478	3,879	11,599

(『官報百年のあゆみ』より作成)

註…明治17年は12月27日付、その他は各年12月28日付の

『官報』における発行部数と義務・希望の内訳。

たものは「希望購読部数」として加算されていることだ。  
 『官報』発行を間近に控え、陸軍省では「官報発行の上は購読すべき義務を有する官庁は勿論、其他各局、各官庁、官費を以て一部ずつ購読可致、此旨相達候事」と、購読義務を規定された部署以外にも官費での『官報』購入を指示している。<sup>(42)</sup> 陸軍省に限らず、諸官庁による複数部数の『官報』の購入は恒常的に行なわれており、<sup>(43)</sup> 「希望購読部数」の内には義務購読者が義務を超えて購入した「超過購読部数」(以後超過購読部数)が相当数含まれていると考えられるのだ。表3

予備役・後備役は購読義務を免除されたことと、郡区長に兼任者がいたことから、表の合計値は義務購読者数の規定上の最大値であり、実際にその時々には義務を有する人数は数%以内で変化する。表2は明治十六年から明治十九年にかけて、年末の発送部数の内訳を「義務購読部数」・「希望購読部数」で示したものである。「官報発行条件」<sup>(41)</sup>では購読すべき部数は特に示されなかったもので、各人一部ずつ購入すれば義務は満たされたわけだが、表1の義務購読者の実数と、表2の「義務購読部数」がほぼ一致することは何を示すのか。それは、義務購読者がそれぞれ一部ずつ購入したということではなく、義務購読者が二部以上購入し

表3 西日本地域での『官報』の購読状況

	義務部数	人数	希望部数	人数
京都	65	35	117	116
大阪	62	49	126	122
兵庫	147	129	143	141
岡山	51	38	167	167
広島	43	29	37	37
島根	48	34	16	16
山口	59	20	98	97
鳥取	36	28	13	11
徳島	32	30	83	82
高知	36	27	34	34
愛媛	89	70	37	36
福岡	108	81	14	14
佐賀	22	17	5	5
長崎	44	24	15	15
熊本	58	48	17	17
大分	46	43	34	34
宮崎	23	16	3	3
鹿児島	61	50	46	46
沖縄	19	9	14	14
合計	1049	777	1019	1007
※参考	777	***	1291	***

(『原敬関係文書』第四巻・291～292頁より作成)

註1…作成日付は不明

註2…原敬が巡回員として派遣される際に入手した資料と考えられる

註3…※参考=文書局の定義するところの「義務購読者数」、  
「希望購読者数」に換算したもの

は、原敬が巡回員<sup>(44)</sup>として中国地方に派遣される際に事前に入手したと思われる『官報』の購読部数に関する資料である。ここでは購読部数と購読者数が併記されている。参考として、文書局の「希望購読部数」の定義に従った場合の数値の表れ方も掲げておいた。超過購読部数の存在は明白だろう。だが表3でも、希望購読者の内訳までは明らかにできない。

それでは希望購読者の具体的な内訳はどのようなものだったのか。なお、本論ではこれ以降は「義務購読者数」「義務購読部数」、「希望購読者」「超過購読部数+半義務購読部数+民間購読部数」と定義するこ

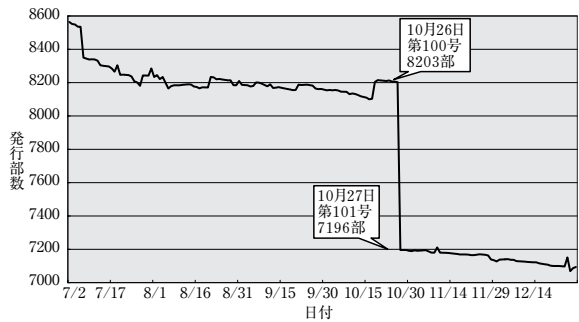
ととする。「半義務購読者」とは、購読義務は課されていないが、戸長役場や学校、病院といった公共機関が購読者の場合を示すこととする。「民間購読者」とは義務購読者にも半義務購読者にも属さない『官報』購読者のことを示すとする。

「官報発行条件」では定価を一部三銭と定めたが、『官報』の販売・配送を分掌する駅通局では事務の煩雑さを避けるために、「官報代価は百部を一期とし毎期金三円前約々定を以て通送配達すべし<sup>(45)</sup>」と定めた。当日ごとの需用に応じて販売する一部売りは行なわれず、定期購読のみを認めたため、実質的な定価は「百部三円」と、一度に納めるには決して少ない金額だった<sup>(47)</sup>。『官報』が七月一日(日曜日)にあたったため実際には二日から<sup>(48)</sup>より発行となる旨が公告されたのが六月二十日と遅かったこと、希望購読者は「約定の定期たるべし、然れども其代価は前納に限り候事」と自由に購読期間を定められるという駅通局の訂正が新聞紙上に広告されたのが六月二十八日とまさに発行直前であり、金銭面での不安は若干解消されたものの、希望購読者の内でも特に民間購読者の申込の出足は鈍かったと思われる<sup>(50)</sup>。

図3は明治十六年七月から十二月までの発行部数の推移をグラフ化したものである。第一号は八五六四部、その後漸減<sup>(51)</sup>して、十月二十日・二十七日を境に急落(一〇一七部減)する。第一〇〇号・第一〇一号にあたることから、第一号から購読を始めて満期を迎えた者が、購読を継続せずに一斉に解約したものとみられる。これが金銭的負担の大きさからの購読断念なのか、それとも『官報』に対する不満からの購読打切なのかは定かではない。義務購読者が個人の場合は代金の



図3 明治16年7月～12月『官報』発行部数



(『明治十六年 文書局年報』「官報表・売捌部数」より作成)

前納を怠っても『官報』の発送は機械的に続けられたこと、<sup>(52)</sup> 諸官庁の場合は超過購読分も含めて一括して長期契約を結ぶことがあったこと<sup>(53)</sup>を踏まえると、減少分の大半は希望購読者だったと考えられる。

さらに、希望購読者の内でも解約したのは民間購読者ではないかと推測する。明治二十一年十二月二十八日付『官報』で官報局が「官報購買の手続」を広告する中で、「官報代価前金切れたるときは官報の配送を見合すに付き、引続き購買せんとす

る者は満期前に官報売捌所に到達の日割を量り後期分の代価を払込むべし。但し戸長役場、公立学校、官公立病院、其他官衙の支庁、支局、分署の類は解約の通知あるまでは満期後と雖も引続き発送するを以て速に代価を送納すべし」としている。このような公共機関は半義務購読者として丁重に扱われていたことがわかる。この「手続」が創刊初期の段階から適用されていた可能性は高い。つまり、一日で千部も発行部数が急落するのは、民間購読者が購読を停止した他に考えられない。逆に、創刊から三ヶ月余りの発行部数の内、最低千部は民間購読部数だったということもできる。

明治十八年十二月二十六日、官報局は法令公布手段を『官報』に一元化することと、郡区長の購読義務を解いて郡区役所に新たに義務を負わせることを上申した。<sup>(54)</sup> 上申書の別紙に諸官庁・郡区役所の『官報』購読部数が参考資料として添付されている。

諸官庁購求官報部数 十八年六月三十日現計 二千七百四十九部  
郡区役所購求官報部数 十八年九月十五日調 四百六十一部  
合計 三千二百十部

「諸官庁購求官報部数」から購読義務を課された諸官庁の実数八三三<sup>(55)</sup>を引いた一九一六部が超過購読部数、この時点では郡区役所には購読義務は課されなかったので「郡区役所購求官報部数」は半義務購読部数にあたり、合わせて二二七七部が希望購読部数に加算されることになる。これを表2の明治十八年希望購読部数から差し引いた三二二六部が戸長役場の購読分も含めた残りの希望購読部数となる。「各官庁は勿論、郡区役所、戸長役場も往々官報を購読し」ていたとするが、戸長役場の総数は一一六一四ヶ所<sup>(56)</sup>であることから考えると、戸長役場への普及率は最大でも二〇%程度<sup>(57)</sup>だろう。対照的に、郡区役所は「現在総数五百六十箇所内既に購求せるもの四百四十五箇所」と高い普及率(七九%)を示している。

上申書では、諸官庁・郡区役所の購読部数が既存の法令頒布の定数<sup>(58)</sup>を上回ったことから、たとえ『官報』に一元化したとしても庁費・地方税への新たな負担にはなり得ないとした。このように経済的効果を強調するのは、圧倒的成果を誇示することによって、購読義務を策定する過程で反対していた地方長官たちの声をなし崩しに封じるためだ

ろう。「地方庁を経ることなく官報を以て直に郡区役所・戸長役場等に配布せらるるに至れば、公衆も速に之を知るを得て、役所等謄写複製の煩も幾許か相減じ、法律の施行にも好影響を生じ可申」と、一元化後の青写真を描いている。

こうした状況は文書局が意図的に作り出してきたものだといえる。創刊時は義務講読の範囲を狭めることに応じたものの、『府県公報』・『法令全書』を『官報』の附録として配布するといった積極的な販売拡張策を展開し、結果として義務講読を課したのと同等の部数を獲得しつつあった。まずは『官報』の発行を軌道に乗せ、認知度が高まり信頼性も確保してきたところで、法令公布機能を『官報』に併せ持たせることを違和感なく受け入れさせ、『官報』としての機能の強化に成功したのだった。

十二月二十八日、内閣第二十三号布達「布告布達の儀自今官報に登載するを以て公式となし別に配付せず。右布達す」によって法令公布手段が『官報』に一元化されることが公告されたことにより、『官報』の付加価値は飛躍的に高まった。政府による法令頒布が廃止されたことにより、不足分を補うために『官報』の購入部数を増やす官庁もあっただろう。特に戸長役場では地方庁から配付されていた翻刻版が途絶えることとなり、必然的に『官報』の購入を迫られることになった。東京府では一月九日の段階で「布告・布達・告示、自今官報を以て之を示し区町村に掲示せず」、「官報は郡区役所・戸長役場に備置く」と素早い対応を見せている。このように、地方庁が『官報』を購買して配付するという形をとる府県も多かったのではなからうか。

明治十九年の『官報』発行部数の急増（図1・図2参照）にはこのような背景があった。増加した希望購読者の多くは超過購読者・半義

務購読者であった可能性が極めて高い。

#### 第四節 希望購読者の実態

明治二十一年十二月三日、官報局は「官報代価低減、高等官官報購買義務解除等の件」という上申書を提出した。<sup>(62)</sup>一部三銭、一ヶ月七十五銭だった定価を一部二銭、一ヶ月五十銭と変更したいとするものだった。明治二十一年頃の新聞界は価格競争の真っ只中だった。明治十九年九月に『報知新聞』が月極め定価を八三銭から三十銭へと引き下げたのを皮切りに、大新聞系の他紙も追随せざるを得なくなり、明治二十一年現在の月極め定価は、『東京日日新聞』三十銭、『朝野新聞』五十銭、となっており、『官報』が割高であったことは確かだった。逆に、価格差さえなければ、半義務購読者だけでなく、民間購読者すら新たに獲得することも可能であると、官報局は自信をもっていた。『官報』の値下げは、官報局が本格的に民間購読者の獲得を見据えた対策を打ち出したことを意味する。

次の史料は、上申書の「別紙」に続いて「府県官職制」と共に綴じられている、官報局が用意したと思われる参考資料である。筆者が本論執筆のために散見した史料の中で、購読者の内訳が明確に記されている唯一の史料である。

#### 官報発送高

・ 四千三百十九部	購読義務者
・ 一万三千百九十四部	諸官庁 但戸長役場入る
・ 千二十五部	一般人民 但銀行会社入る

十二月二十一日発送高

講読義務を課された官庁と郡区役所の合計は一六五九<sup>(64)</sup>であり、超過講読分を考慮しても戸長役場の購読分は一万部程度あるとみられ、「役場中其大半は購買者なり」という上申書中の表記は事実を伝えていることがわかる。

そしてなによりも、民間購読者（一般人民）の購読分がわずかに千部程度しかなかったという事実は極めて重要である。これまで見てきたように、創刊当初から希望購読者の内で超過購読者・半義務購読者の占める割合が大きいということはわかったが、それがどの程度のものなのかははっきりしなかった。官報局・文書局の文書の中では、これまで一貫として「購読者（購求者）」と表記されてきたものが、この上申書で初めて「一般購読者」と明確に諸官庁から区別する表記が用いられたことは、民間購読者を対象とした販売戦略が立てられつつあったことを示している。郡区役所・戸長役場への『官報』の浸透をほぼ完了させ、次なるステップとして民間購読者への浸透を図っていくのだった。これは文書局から官報局へと改組され、『官報』業務に専念することができるようになったことが大きな要因である。

明治二十一年以前に民間購読部数が千部を超えたことは、明治十六年の七月から十月までを除けば（図3参照）なかったのではないか。「但銀行会社入る」とあるように、ましてや個人で『官報』を購読していた者は千人未満だったと断言していいだろう。

## おわりに

第一章では『官報』創刊の主たる目的について、山県建議書を起点としてまとめた。第二章第一節では、『官報』記事の担い手について、これまで注目されていなかった報告主任官に焦点をあてて論述した。また、第二節以降で、既存の研究では曖昧に扱われていた義務購読者・希望購読者の実態について明らかにした。

『官報』は「私報」との連携を前提として創刊され、政府公報紙としての機能に特化されたが故に、文書局の意図するところが各省庁にも浸透せず、世論誘導の実効性は得られなかった。脆弱だった『官報』を支えたのは義務購読制だった。『官報』がなかなか民間に浸透していかない状況の中で、強制的に一定の購読部数を確保することにより、発行を継続する正当性を維持できたのである。明治十八年十二月、法令公布の手段として採用されたことにより、『官報』の「魅力」は著しく強化された。

明治二十一年十二月の段階で『官報』の民間購読部数は約千部ではあったが、まったく人民の目に触れなかったわけではない。一般新聞紙による抄録記事の他、戸長役場や病院といった、およそ人が集まる場所には『官報』は着実に浸透を続けていったからだ。

## 〈註〉

(1) 『官報』を通史的に扱ったものとしては、大蔵省印刷局編刊『官報百年のあゆみ』（一九八三）に代表される『官報』の記念発行情物が挙げられる。煩雑を避けるために、以後これらを「官報史」

と総称することにする。「官報史」は飯田昇「官報沿革史」(大蔵省印刷局編刊『時報』第二五八号)第二八四号に連載、一九五三(一九五四)を基幹として加筆・再構成が重ねられてきたものであり、文脈に齟齬をきたしている箇所が少なくない。

- (2) 山県建議書提出以前から新たな「政府新聞」発行に向けた準備は進められていた。『太政官日誌』に代わる政府公報紙を創刊しようとして、明治十三年春から大隈重信が中心となって計画を立てたが、明治十四年政変によって大隈が下野したため、伊藤博文・井上毅を中心として構想は深められた。山県建議書は山県単独での立案ではなく、憲法調査のため渡欧した伊藤に代わって、それまでの構想をとりまわって提出したものとみられる。山県建議書によって政府がとるべき世論誘導策の方向性が明確に示され、伊藤らの構想が具体性を帯び、『官報』創刊を決定付けるものとなったことを踏まえれば、山県建議書が画期であるとしてよいだろう。なお、大隈重信や伊藤博文らの「政府新聞」構想については佐々木隆「『官報』創刊と政府系新聞強化問題」(日本新聞学会編刊『新聞学評論』第三三号、一九八四)に詳しい。
- (3) 「参議山県有朋建議官報発行の件」(『公文別録』・太政官・明治十五年)明治十八年・第二巻)
- (4) 同右
- (5) 「近代的な法令公布手段の確立」という観点から「官報」を捉えることはもちろん必要であるが、「官報史」や木野主計「官報創刊と福沢諭吉の官報新聞発行の挫折——井上毅の画策を中心として」(日本出版学会編『出版研究』第二〇号、講談社、一九八九)ではこの観点到論述が引きずられてしまい、『官報』の政府

「新聞」としての本質を見失ってしまっている。

- (6) 前掲(3)
- (7) 同右
- (8) 同右。「官報」に論説を掲載しないことについては、「其新聞紙に論説を掲るときは、或は其信用を實際に薄くするの憂なきに非ざるべし。何となれば、政府の新聞紙に政府の論説を載るときは人受け自から宜しからず。蓋し地方にては政府の論説を其新聞紙に掲出したりとて格別人気に関係する程の事は無之ものなれども、都府、即ち東京の如き政談の行わるる処にては却て為めに人氣を害ない易きものなり」(傍点は原文のまま)と、諮問を受けた御雇外国人も支持した。(明治十五年四月四日「政府新聞の発行に関する問答」、『公文別録』・太政官・第二巻)
- (9) 前掲(3)
- (10) 明治十六年四月二十二日「文書局管掌事務」(『公文別録』・太政官・第二巻)。なお、文書局設立以前は内閣書記官別局(明治十五年三月二十九日設立)が「官報」創刊の準備にあたっていた。
- (11) 山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』(吉川弘文館、一九九六)
- (12) 「御用」記事がいかに不人気(＝世論誘導に不適)であったかは、福地源一郎の以下の言説からも窺い知れる。「(前略)公衆は紙上に「御用」の文字あるに驚愕し、御用の区域は太政官に限り専ら官令記載のためたるを覚らず、我社の論説までも併せて御用中のものなりと誤認し、或は西人の所謂政府御用若しくは半官新聞と同視し、東京日日新聞は即ち廟堂の国是、政略を示さるものなる歟と迄に思い違ふものありしかば、吾曹は当初より勉めて此の誤

認、謬見を切実に弁明したりき。然れども世人は兎角に先入観に囚われ、我曹の弁明に充分の信を置くこと能わずして、往々半信半疑の間に過したりき。(後略) (明治十四年九月三十日付『東京日日新聞』)

(13) 国立国会図書館憲政資料室蔵『井上馨関係文書八四』(複製・影印版) 四七〜五二頁

(14) 明治十八年十二月二十二日・太政官第六十九号達、明治十八年十二月二十四日・太政官第七十六号達。検閲業務は内務省警保局の主管となった。

(15) 山県は五月二十三日に文書局監督に就任した(文書局が設置された五月十日からの十三日間は空席だった)。

(16) 明治十六年五月十日・太政官第二十二号達

(17) 「今般官報発行候に付、従前官省院庁の達並に告示の儀は官報に登載するを以て公式とし、別に達書又は告示書を発付するに不及候、但内達の類は従前の通可相心得、此旨相達候事」(明治十六年五月二十二日・太政官第二十三号達)

(18) 「太政官中文書局を置き官報編輯等の條款公達の件」(『公文別録』・太政官・第二卷)

(19) 「官報は別紙に記したる事項を掲載すべきに付、各官庁に於て主任を定め、官報に掲載すべき書類を取纏め、文書局に当て送付すべし」(明治十六年五月十日・太政官第二十二号達・第二条)

(20) 明治十八年七月二十日「各省院庁東京府等官報報告主任者を選定し本局兼勤被命の件」(『公文録』・明治十八年・第五卷・明治十八年七月・太政官内閣書記官局〈修史館〉。『官報』に掲載される記事の文末には、どの省庁からの報告であるか明記されていた

が、掲載すべき有益な情報を得た文書局が、省庁の名を騙って作成した「なりすまし」記事もあると考えられるが、推測の域を出ない。

(21) 他にも、文書局では発行条件の説明書や見本組などを作って配布したり、「官報掲載事項の報告に関する注意書」、「官報報告主任官の注意事項」、「急速報道すべき事項」などを諸官庁に配布して『官報』業務のPRに努めた。七月二日の創刊号発行直後には「送仮字弁」を諸官庁の報告官に送付して報告書の送仮名を統一するよう求め、直接局員を派遣して実地指導にあたらせて事務の円滑化も図ったが、容易には改善されなかったようだ。(大蔵省印刷局編刊『印刷局百年史』第二卷、一九七二、五六六頁)

(22) 文書局幹事・小松原英太郎の照会文(案)によれば、寄せられる報告には人名、場所、月日等の基本的事項が欠落しているものも多く、各地方長官に是正を求めようとしている。(明治十六年八月八日「照会案」、原敬文書研究会編『原敬関係文書』第四卷、日本放送出版協会、一九八五、二三四頁)

(23) 前掲(20)

(24) 『官報』掲載事項は「一 詔勅、二 賞勲、三 叙任、四 官令(布告、布達)、五 達(公示ヲ妨ケサル官省院庁及東京府ノ達)、六 告示(官省院庁及東京府ノ告示)、七 官庁広告、八 雑件(行幸、行啓、観調、参事院回答並審理、諸官庁何指令、軍艦出入、官吏転職出入等、雑事)、九 外報(公使領事報告、外国新聞抄訳)、十 説明正誤、十一 学芸教育ニ関スル事項、十二 農工商業及山林ニ関スル事項、十三 統計報告、十四 氣象報告、十五 汽船出入、十六 広告」とされた。(明治十六年五月十日

・太政官第二十二号達・別紙。( ) 内は細目として併記されたもの)

(25) 『原敬関係文書』第四卷には、長崎・岡山・大分・熊本・鹿児島  
の各県より明治十六年五月から八月にかけて送られてきた照会書  
が収録されている(『府県往復書抄録』二八七～二九一頁)。い  
ずれも太政官第二十二号達の『官報』掲載事項に関する照会であ  
る。「第八項雑件の中官吏転職出入等とあるは判任已上を指し候  
義歟」(熊本県)といった、報告の基準に関して説明を求めると  
のがほとんどだった。

(26) 『官報』に関する布達・達では、世論誘導を担うという役割は示  
されなかったため、広く一般に発表された情報からでは諸官庁の  
報告官といえども『官報』の実態は知り得なかった。

(27) 前掲(20)によれば、文書局は中央省庁の各報告官に文書局で  
勤務して『官報』業務に対して理解を深めることを求めたが、元  
老院は通常業務が繁雑を極めていることを理由に報告官の文書局  
常勤を拒否している。(『元老院日誌』第四卷、大日方純夫、我部  
政男編、三一書房、一九八二、複製・影印版)

(28) 明治十六年五月十日・太政官第二十二号達・第七条。以後、煩  
雑を避けるために便宜的に「官報発行条件」と呼称することとす  
る。

(29) 翌十一日に追加。

(30) 明治十六年十二月三十一日現在、義務購読者数は三三三六。明  
治十五年十二月三十一日現在、購読義務規定に従って仮に算出す  
ると三〇三二。(『日本帝国統計年鑑』より算出)

(31) 背景には、政府が「私報」的役割を担わせるために発足させた

『明治日報』(明治十四年七月創刊。東京を拠点とした)と『大東  
日報』(明治十五年四月創刊。大阪を拠点とした)の相次ぐ販売  
不振があった。当時の新聞界において、新規参入者は例外なく購  
読者の獲得という難題に頭を悩ませていた。明治十五年十二月三  
十一日現在、戸長役場の総数は三四七六九であり(『日本帝国統  
計年鑑』)、新規購読者としては極めて魅力的な存在だった。

(32) 明治十五年十二月八日「官報を各戸長役場に配付するの件に付  
島岩手県令の意見」(『公文別録』・太政官・第二卷)

(33) 「地方官へ諮問并答議」・三重県県令発言(『公文別録』・太政官  
・第二卷)。明治十五年十二月一日頃に閉会した後、十一日、十  
三日と東京に留まっていた地方官が再び招集され(大霞会編『内  
務省史』第三卷、原書房、一九八〇、八六〇頁)、『官報』に関す  
る諮問会が開かれた。すべての法令を一括して掲載することで諸  
官庁の利便性を高める、という『官報』発行の主旨(世論誘導策  
の一環であることは説明されず)には賛意が集まったものの、地  
方税による購買には難色を示す者が相次ぎ、諮問会は出席者二十  
六名中二十名が現行の法令公布制度に据置く決議に賛成するとい  
う結果に終わった。

(34) 明治十六年四月二十二日「官報之件」(『公文別録』・太政官・第  
二卷)。引用したのは第一項、第三項、第五項である(全五項)。

(35) 「高等官に官報購読の義務を有せしめしものは、創始の際官報経  
済上の便宜を計りしに過ぎ」なかったという。(明治二十一年十  
二月三日「官報定価を改定す」、『公文類聚』・第十二編・明治二  
十一年・第九卷・文書・出版写真附・公文書式・記録志表・印璽  
・受付進献)

(36) 明治十七年一月三十一日「内務書記官より文書局長へ照会」(日本史籍協会編『太政官治革史』第八卷、東京大学出版会、一九八七覆刻、一四一〜一四二頁)

(37) 「今般官報發行候に付、従前官省院庁の達並に告示の儀は官報に登載するを以て公式とし、別に達書又は告示書を発付するに不及候。但内達の類は従前の通可相心得、此旨相達候事」(明治十六年五月二十二日・太政官第二十三号達)

(38) 明治十六年七月に発された布告・布達・達・告示はそれぞれ一・四・五〇・十四件。明治十七年七月は同様に一・三・五〇・十六件。(『官報』より)

(39) 「凡そ官報に登載したるものは新聞紙条例に依り記載することを不得ざる者と雖も各新聞紙に於て其文を抄録することを得」(明治十六年六月二十二日・太政官第二十一号布達)。新聞紙条例により掲載が禁止されていた事項とは、「式に依り宣布せざる公文及上書建白請願書は当該官司の許可を得ざるに非ざれば之を記載することを不得ず」、「官省院の議事及府県会の傍聴を禁じたる議事は詳略に拘らず之を記載することを不得ず」、「重罪軽罪の予審は公判に付せざる以前に之を記載することを不得ず、裁判官審判の議事及傍聴を禁じたる訴訟の弁論は之を記載することを不得ず」、「陸軍卿海軍卿は特に命令を下して軍隊軍艦の進退及一般の軍事を記載することを禁ずることを得」、「外務卿は外交上の事件に付特に命令を下して記載を禁ずることを得」(明治十六年「新聞紙条例」第三十一号第三十四号)。これらの事項でも『官報』に記載されれば一般新聞紙でもすべて抄録することが可能だった。

(40) 鈴木淳氏は『官報』は月に七五銭の購読料を支払いさえすれば、

だれでも入手できた。その希望購読者は当初から義務者を上まわり、八六年には希望購読者だけで一万人をこえている」(『新技術の社会誌』、中央公論新社、一九九九、五四〜五五頁)とするが、「希望購読者」の実態をつかみ損ねているように思われる。

(41) 前掲(28) 参照

(42) 明治十六年六月十六日・陸軍省達乙第六十六号達

(43) 元老院では上局・建白課で各一部、議事課・会計課で各二部、議官席・庶務課で各三部、調査課で十部、計二十二部を通常で購入している。それに伴い、一般新聞紙の購入は各紙一部までに抑えるように会計課が求めている(明治十六年六月五日条「官報購求諸新聞紙代節減」、『元老院日誌』第三卷、六〇九頁)。個人としては六十名が購読義務を有したが、その全員が一部のみの購入だった。(明治十六年六月九日条「官報購求者人名等駅通局へ通牒」、『元老院日誌』第三卷、六一三〜六一四頁)

(44) 原敬は文書局の巡回員として明治十六年十月から十一月にかけて岡山・広島・山口の三県に派遣された。その任務は、地方官庁からの官報報告の質を高めるよう督促することだったが、民情視察という政治的側面が強かった。

(45) 『読売新聞』明治十六年六月七日

(46) 『官報』の一部売りがなされるのは明治二十二年二月九日からである。

(47) 明治十五年十二月末現在、平均的な官吏(判任)の平均月俸が十一円(『日本帝国統計年鑑』より算出)だったことを考えると、一度に三円の出費はかなりの負担である。

(48) 明治十六年六月二十日・太政官第二十七号達

(49) 『読売新聞』明治十六年六月二十八日。『時事新報』では六月二十九日

(50) 明治十六年八月二日『読売新聞』「読売雑譚」欄(社説)によれば、「当初官報の発行ある時は、多少府下の各新聞紙に關係し中に就て我読売新聞の如きは別に政論と掲げず大政府の布告布達類を登載し普く江湖に報ずるを以て第一の目的とするが故に最も影響を蒙るべしと予想し密に憂慮したりき、然るに幸いにして既に官報の発行ありてより一ヶ月と経ると雖も更に看客の減少すべき模様もなきのみならず、却つて編輯の順序等頗ぶる都合よく、然も看客に報道するの遅速毫も以前に変わらざるは欣喜に堪えざる處なり」とあり、それほど『官報』に購読者を奪われなかつたことを伝えている。また、『官報』記事の抄録を認めたことにより、『官報』が重要な情報源として一般新聞紙に認知されていることも見逃せない。

『東京日日新聞』の福地源一郎は、「明治十八年の春初に際し得意の名簿を検査して官報発行前に比較したりしに官吏の得意は十分の四強を減じ」と、官吏の購読者が激減したことを嘆いている(『新聞紙実歴』、『懷往事談』、二四五頁)。一般新聞紙は各紙によつて購読者層が異なり、『官報』の影響を単純に比較するのは難しい。

(51) 定期購読の途中解約は可能だったため、解約する者が現れたためだろう。また、一般購読者の購読期間は「適宜たるべし」となっていたものの、事務の煩雑を避けるために最短五部(五発行日)単位で購読を求めたものと思われる。七月六日(第五号)から七日(第六号)にかけて一八五部減っているのは、「様子見」

の購読者が契約を継続しなかつたためではないだろうか。ちなみに、明治二十一年十二月二十八日からは「購読権の譲渡」という形でのみ解約が認められたため、発行部数には影響を及ぼさなくなつた。

(52) 義務購読者であれば代金が未納であつた者にも『官報』を送つたが、刊行直前の慌しさの中で入金の確認をする時間的余裕がなかつたため、送りつけた相手が既に死亡している場合もあつたという。(明治十八年六月二十五日・「十六年度未納官報代価之義に付上申」、『公文録』・明治十八年・第百卷・農商務省第一)

また、明治十八年二月の売捌額四二二五円余りの内、同九月の段階で二二一五円余りが未回収だった。(明治十八年九月二十八日・「官報に掲載する府県公報の手数料徴収廃止の件」、『公文録』・明治十八年・第六卷・明治十八年八月〜十月・太政官内閣書記官局〜修史館)

(53) 元老院全体の購入部数は二十二部、その一年分の代価一九八円を一括して納入している。(明治十六年六月五日条「官報購求諸新聞紙代節減」、『元老院日誌』第三卷、六〇九頁)

(54) 明治十八年十二月二十六日・「布告布達を官報に登載するを以て公式とし並に官報購読義務者中郡区長を郡区役所に更うるの件上申」(『公文録』・明治十八年・第八卷・明治十八年十二月・内閣・内閣書記官室・官報・賞勲・鉄道・修史館)

(55) 表1参照。明治十七年の数値を採用。上申書と調査日が異なるため、数値はあくまで近似的なものである。

(56) 『日本帝国統計年鑑』より

(57) 戸長役場を除いた半義務購読部数・民間購読部数の最小値を千



部と仮定した。

(58) 明治十二年二月十四日・太政官第九号達。「布告・達類頒布員数の儀、明治八年九月第百六十三号を以て相達し置候処、自今左の通改定候条、此旨相達候事。布告 本庁十部宛、支庁二部宛、郡区役所二部宛、警察署一部宛」。この規定に従い配付されるべき部数は上申書資料によれば二一八二部だったが、実際には四五五二部配付されていた。

(59) 『府県公報』は明治十八年七月から、『法令全書』は明治十九年一月から(創刊の上申書が出されたのは明治十八年十二月二十三日)、『官報』附録として発行された。

(60) 明治十九年一月九日・東京府甲第七号布達

(61) 明治十九年一月九日・東京府甲第八号布達。東京府は戸長役場の数が他府県に比べて少なく、経済的負担が小さくてすむという側面もあった。

(62) 明治二十一年十二月三日「官報定価を改定す」(『公文類聚』・第十二編・明治二十一年・第九卷・文書・出版写真附・公文書式・記録志表・印璽・受付進献)

(63) 佐々木隆『メディアと権力』(中央公論新社、一九九九)一一五～一一六頁。小新聞である『読売新聞』の月極め定価は二八銭。紙面内容だけでなく、価格帯についても大新聞と小新聞が接近しつつあったとしている。

(64) 表1参照